



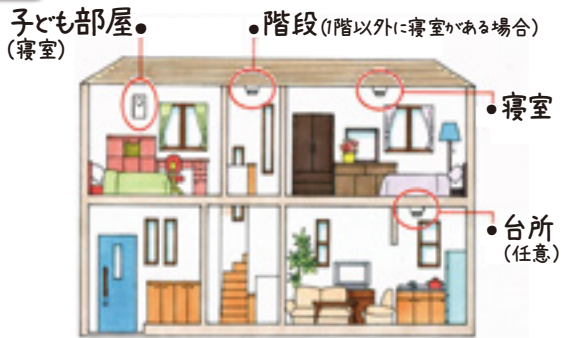
もしものときのために、設置・点検を！ 住宅用火災警報器

問い合わせ先 / 消防本部予防課予防査察係 ☎51-0352

全ての一般住宅(共同住宅などの住居部分を含む)に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。万が一火災が発生したときに、住宅用火災警報器が鳴るよう日頃から手入れと動作確認をしましょう。



設置場所

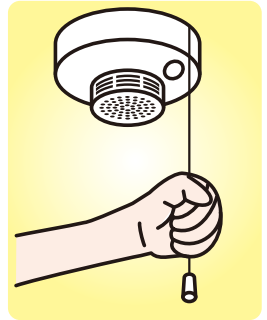


- **子ども部屋**
(寝室)
 - **階段** (1階以外に寝室がある場合)
 - **寝室**
 - **台所** (任意)
- **寝室・子ども部屋**
普段の就寝に使う部屋
 - **階段**
寝室がある階(屋外に避難できる出口がある階を除く)の階段最上部
 - **台所(任意)**
火災の原因となりやすい場所です。できる限り設置してください。



日頃のお手入れのポイント

- **点検方法**
(月1回程度)
本体から下がっているひもを引くか、ボタンを押して音が鳴るか点検
- **乾電池・リチウム電池タイプは交換を忘れずに**
音やランプで交換時期を知らせてくれます(最新機種 of 多くは電池寿命が10年程度ですが、使用期間が10年を超える警報器は本体の交換をお勧めします)。
- **誤作動が起こったときは**
本体のひもやボタンなどで停止し、誤作動の原因となる煙や湯気などが直接かからない所に取り付けてください。



住宅用火災警報器の給付

対象者

- ① 65歳以上の1人暮らしのかた
- ② 身体・精神障がい者(障がい等級第2級以上)、知的障がい者(AまたはB判定)、難病患者
その他条件あり。詳細はお問い合わせください。

その他

所得に応じて自己負担あり

問い合わせ先

- ① 市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143
- ② 市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142



消火器の使い方も確認しておこう



火災被害を小さくするためには、消火器による初期消火が重要です。

- ① ピンを抜く
- ② ホースを火元へ向ける
- ③ レバーを強く握る



悪徳訪問販売・点検にご注意を

- 自宅に任意で設置した消火器の点検・交換義務はありません
- 安易に契約書に署名・押印せず、怪しいと思ったらはっきりと断りましょう